

各 位

東京電力株式会社

平成 28 年 4 月以降の「太陽光発電設備等のお申込み」の受付箇所について
 [太陽光発電設備出力 10kW 以上およびその他の小規模発電設備の受付を追加]

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。平素は当社事業にご理解ご協力を賜り御礼申しあげます。

さて、従来、太陽光発電設備出力 10kW 未満の系統連系のお申込みを郵送により一括して受付を行ってまいりました「各 F A X・インターネット申込受付センター（以下「電設申込受付センター）」の受付範囲を、平成 28 年 4 月より下記のとおり拡大いたします。

つきましては、下記をご確認のうえ、お申込みくださいますようほどよろしくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 拡大する申込みの範囲

- ・ 太陽光発電設備出力 10kW 以上かつ 50kW 未満の低圧における電力受給契約のお申込み
- ・ その他小規模発電設備（「燃料電池」「ガス発電」「蓄電池」をいいます）の低圧系統系のお申込み

2. 申込方法

3. の対象範囲分について、郵送申込みにより申込受付をさせていただきます。郵送先につきましては、4. の各電設申込受付センターへ、お間違いのないようご確認のうえ、ご郵送をお願いいたします。

ご提出いただく書類につきましては、弊社ホームページ「[太陽光発電設備からの電力受給に関する申込書のご案内](#)」および「[自家発電設備等からの系統連系に関する申込書類のご案内](#)」をご確認いただきお申込みをお願いいたします。

3. 平成 28 年 4 月以降の発電設備の郵送申込みの適用範囲

(1) 太陽光発電設備の電力受給契約申込み

電気使用申込みが、弊社の電気供給約款および選択約款に規定する料金メニューの場合で、低圧架空線供給の単独引込分（二世帯住宅含む）の「太陽光発電設備」のお申込み（弊社の電気供給約款以外の料金メニューは「[東京電力エナジーパートナー株式会社](#)」へ、その他小売電気事業者の料金メニューの場合は、「当該小売電気事業者」へそれぞれお申込みください。）

(2) その他の小規模発電設備の新增設を行う申込み

低圧架空線供給の単独引込分（二世帯住宅含む）の「その他小規模発電設備」のお申込み（電気使用申込みのメニューは太陽光発電設備同様、電気供給約款および選択約款に規定する料金メニューが対象となります）。

※ 「太陽光発電設備」「ガス発電設備」「燃料電池」は認証登録品であることを要件といたします。太陽光発電設備とガス発電や燃料電池等を併用するお申込みの場合（W発電）も、従来どおり、電設申込受付センターまで郵送をお願いいたします。

※ 「レントゲンや溶接機等の特殊設備を設置される場合」「電灯と動力の合計が 50kW 以上となる場合」「地中線供給の場合」については対象外といたしますが、あらかじめ弊社受持事業所で事前協議が完了している場合は対象とさせていただきます。

4. 各電設申込受付センターの連絡先

栃木・群馬・茨城エリア分	北関東 F A X・インターネット申込受付センター 〒306-0011 茨城県古河市東 4-12-16 古河事務所内
千葉・埼玉エリア分	千葉・埼玉 F A X・インターネット申込受付センター 〒270-0021 千葉県松戸市小金原 1-19-2 松戸事務所内
東京（23 区内）・神奈川エリア分	東京・神奈川 F A X・インターネット申込受付センター 〒125-0061 東京都葛飾区亀有 4-20-1 葛飾事務所内
東京（23 区以外）・山梨・静岡エリア分	多摩 F A X・インターネット申込受付センター 〒192-0904 東京都八王子市子安町 1-16-25 多摩総支社内

以 上